

令和1年8月吉日

お客様各位

共立信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定等の改定について

当組合は、平成30年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和1年12月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記の変更に伴い、以下のとおり預金規定等を改定いたします。

1. 対象となる預金規定等

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

普通預金

当座預金

2. 規定適用開始時期

令和1年12月2日（月）

3. 主な改定内容（例：普通預金規定）

（1）「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。

（2）当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

※ 普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

以上

普通預金規定一部改正新旧対照表

(無利息型普通預金（決済用預金）を含む)

(下線部は変更箇所)

改 正 後	現 行
<p>1 1. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、<u>第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一つにも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>1 1. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、<u>第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一つにも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>1 2. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p>	<p>(追記)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>13.</u> (解約等)</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>①変更なし</p> <p>②この預金の預金者が<u>第 10 条第 1 項</u>に違反したとき。</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 変更なし</p>	<p><u>12.</u> (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき。</p> <p>②この預金の預金者が<u>前条第 1 項</u>に違反したとき。</p> <p>(追記)</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・解約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者

改 正 後	現 行
	<p>③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 <p>(4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) (省略)</p>
<u>1 4.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)	<u>1 3.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)
<u>1 5.</u> (通知等) (省略)	<u>1 4.</u> (通知等) (省略)
<u>1 6.</u> (規定の変更等) <p>(1) この預金の各条項および第 13 条 4 項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p>以上</p> <p>2019.12.2</p>	<u>1 5.</u> (規定の変更等) <p>(1) この預金の各条項および第 12 条 4 項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p>以上</p> <p>2013.04</p>

当座勘定規定一部改正新旧対照表

(下線部は変更箇所)

改 正 後	現 行
第24条（解約） ①省略 ②変更なし	第24条（解約） ①省略 ②前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
1. 変更なし	1. 当座勘定開設申込時にした表明・解約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
2. 変更なし	2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する事。 D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること。
3. 変更なし	3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

改 正 後	現 行
<p><u>4. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。</u></p> <p>④ 変更なし</p>	<p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他 A から D に準ずる行為</p> <p>(追記)</p>
<p>⑤ 変更なし</p>	<p>③当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ④手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>
<p><u>第25条（取引の制限等）</u></p> <p>①当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>②前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>③前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>(追記)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>④1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>⑤日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。</u></p> <p><u>当該預金者が当組合に届出した在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u></p>	
<p><u>第26条</u> (取引終了後の処理) (省略)</p>	<p><u>第25条</u> (取引終了後の処理) (省略)</p>
<p><u>第27条</u> (手形交換所規則による取扱い) (省略)</p>	<p><u>第26条</u> (手形交換所規則による取扱い) (省略)</p>
<p><u>第28条</u> (個人信用情報センターへの登録) (省略)</p>	<p><u>第27条</u> (個人信用情報センターへの登録) (省略)</p>
<p><u>第29条</u> (規定の変更等) (省略)</p>	<p><u>第28条</u> (規定の変更等) (省略)</p>